

平成27年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ: 補助金等に関する事務の執行について 【結果分】

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
21	<p>3.2.1中学校総合体育大会(県・東北・全国)派遣事業費補助金 指摘事項 1 ○PTA等に対する補助の確認について 市は、補助金交付業務の代行者である中体連が補助対象者に対して適正額を支出していることを確認する必要があるが、各学校のPTA等に適切に補助金が支払われていることまで確認できていない。 市では、各校のPTA活動費からの支出と補助金の繰入状況を確認できる資料等を補助対象者である各学校のPTA等から入手し、実際に各学校のPTA等に対して補助されていることを確認する必要がある。</p>	<p>補助金の補助対象者に対しての支払状況について、中体連及び各学校へ依頼し、PTA活動費からの支出と補助金の繰入状況を確認できる資料等を、補助対象者である各学校のPTA等から入手することといたします。 資料を入手した後、補助状況を確認いたします。</p> <p>(学校教育課)</p>	<p>○措置済 補助対象者である各学校のPTA等から、PTA活動費からの支出と補助金の繰入状況を確認できる資料等を入手し、全ての学校においてPTA等の団体に対して補助金として繰入されている状況を確認いたしました。 今後においても、毎年度、資料等の確認をまいります。</p> <p>(学校教育課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【結果分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
26	<p>3.3.1. いわて地域農業マスタープラン実践支援事業費補助金 指摘事項 2 ○消費税及び地方消費税について 補助の相手先が消費税の課税事業者であれば、消費税等仕入控除税額報告書の記入が必要になる場合がある。今回のケースでは、盛岡北園芸生産組合がパイプハウスを購入することに対する補助であるため、直接の補助金給付先である盛岡北園芸生産組合の収入がないことをもって、消費税の非課税事業者と理解し、消費税等仕入控除税額報告書を手入していなかった。</p> <p>本来であれば、消費税等仕入控除税額報告書は、その組合員のそれぞれが消費税の課税事業者か免税事業者かで記入内容が異なるものであるから、各々から入手すべきである。現状では、補助対象者の事業規模が小さいため、簡易課税の届出をしていれば、補助金に係る消費税等仕入控除税額は発生しない。しかし、そのような届出を行っていない場合は、補助金に係る消費税等仕入控除税額が発生することが考えられるため、事業者に対する確認が必要である。また今後、消費税率が10%となる見込みであり、消費税等相当額に係る重要性が増すことから、任意組合に対する施設設備の補助が行われる場合は、十分注意した対応が必要である。</p> <p>さらに、補助金に係る消費税等相当額の返還が生じ</p>	<p>各々の補助対象者に対し、消費税等の課税状況が確認できる書類の提出を求めています。</p> <p>また、課税事業者の場合、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」の提出を求め、仕入控除税額を確認し、適切に対応してまいります。 （農政課）</p>	<p>○措置済 各々の補助事業者から「仕入控除税額報告書」を徴収し、仕入控除税額の返還を請求する必要が無いことを確認済みです。</p> <p>なお、現在は、補助金交付決定の指令書に記載の規定により、全補助事業者に消費税等仕入控除税額報告書の提出を求めています。（農政課）</p>

	<p>ない場合も、返還の有無の判断に係る網羅性を担保するため、全ての補助対象者から消費税等仕入控除税額報告書入手する、あるいは、決算書や消費税課税事業者届出書の確認をするなどの対応を図るべきである。</p>		
--	---	--	--

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【結果分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
30	<p>3.4.1. 軽費老人ホーム事務費助成事業</p> <p>指摘事項3</p> <p>○サービスの提供に要する費用（事務費）について</p> <p>補助対象経費については、本来であれば、収支計算書における事業費・事務費・人件費の中からサービスの提供に要する費用を抜き出して集計するものであり、単純に収支計算書の事務費・人件費の集計とならないように集計作業を行う必要がある。</p> <p>また、社会福祉法人麗沢会（ケアハウス特定施設）について事務費支出額が集計されていない。補助金の交付金金額は、事務費実支出額又は事務費基準額のいずれか少ない方から事務費本人徴収額を控除して算定されることから、一般施設と特定施設とを区分して集計すべきである。</p>	<p>社会福祉法人麗沢会（ケアハウス特定施設）の事務費実支出額について確認したところ、一般施設の事務費と合わせて集計していることが判明し、特定施設についても事務費支出額の集計はなされておりました。</p> <p>今後、一般施設・特定施設の事務費集計額の記載方法については、県や他都市の状況も見ながら検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（長寿社会課）</p>	<p>○措置済</p> <p>補助対象経費の集計については、年度当初の交付申請受付時に内容を精査し、適切でない場合にはその時点で指導できるように事務処理方法を改めました。</p> <p style="text-align: right;">（長寿社会課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【結果分】

部局等名

保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
30	<p>3.4.1. 軽費老人ホーム事務費助成事業</p> <p>指摘事項 4</p> <p>○民間施設給与等改善費加算率について</p> <p>民間施設給与等改善費加算率は、「民間施設給与等改善費基本分算定調書」により職員一人当たりの平均勤続年数に基づき計算される。社会福祉法人麗沢会（ケアハウス麗沢）では、計算の結果「1施設当たり職員平均勤続年数」は11年8月となっており6か月以上の端数を1年とすると12年となり民間施設給与等改善費加算率15%を適用すべきであったが、6か月以上の端数を1年とせず11年とし民間施設給与等改善費加算率13%を適用している。結果として、本来であれば事務費基準額が29,200,248円となるところが28,692,180円となり、508,068円の補助金不足となっていることから、補助金の精算を再度行うべきである。</p> <p>また、職員数の記載が単純間違いにより7名になっているが5名とすべきである。</p>	<p>民間施設給与等改善費加算率については、6か月以上の端数を切り上げると加算率が変わることから、正当な補助額を改めて計算し、再度の精算を行ってまいります。</p> <p>また、職員数の記載誤りについては記載内容の訂正を求めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（長寿社会課）</p>	<p>○措置済</p> <p>民間施設給与等改善費加算率については、正当な補助額を改めて計算し、平成27年度に再度の精算を完了しました。</p> <p>また、職員数の記載誤りについては、記載方法を指導し訂正しました。</p> <p style="text-align: right;">（長寿社会課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【結果分】

部局等名

保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
35	<p>3.5.1. (一財) 青い鳥施設建設補助金</p> <p>指摘事項 5</p> <p>○消費税及び地方消費税について</p> <p>(一財) 青い鳥は消費税の課税事業者であることから、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金により取得した施設に係る仕入控除税額について「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」の報告を受ける必要がある。また、特定収入割合等を把握し、必要に応じて仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求する必要がある。</p>	<p>補助事業者に対し、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」の提出を求め、仕入控除税額を確認し、適切に対応してまいります。</p> <p>(障がい福祉課)</p>	<p>○措置済</p> <p>補助事業者に対し、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」の提出を求め、仕入控除税額返還の必要がないことを確認しました。</p> <p>今後は、補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により当該補助に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱に基づき、速やかに報告してもらうこととします。</p> <p>(障がい福祉課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【結果分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
35	<p>3.5.1. (一財) 青い鳥施設建設補助金</p> <p>指摘事項 6</p> <p>○抵当権の設定確認について</p> <p>担保権の設定に当たっては市長の承認が必要であるとともに、根抵当権が設定されていないことの確認が必要である。補助金で取得した建物についての登記簿（全部事項証明書）を入手し担保権の設定状況を確認する必要がある。</p>	<p>事前に補助事業者に対して担保権の設定について市長の承認が必要であることを説明するとともに、補助金で取得した建物について、登記簿（全部事項証明書）を入手し、担保権の設定状況を確認してまいります。</p> <p>(障がい福祉課)</p>	<p>○措置済</p> <p>補助事業者に対して担保権の設定について市長の承認が必要であることを説明し、補助金で取得した建物について、登記簿（全部事項証明書）を入手し、担保権が設定されていないことを確認しました。</p> <p>(障がい福祉課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【結果分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
37	<p>3.5.2. (社福) いきいき牧場施設建設補助金 指摘事項 7 ○指名競争入札について 補助金による施設整備に当たっては一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないが、指名競争入札は実施されているものの、指名業者は敷地の購入先である(株)AD. MAXの1社のみで、形式上は指名競争入札であっても実態としては1社随意契約に近い方法となっている。補助事業者に対しては競争入札の趣旨を十分に理解させ、補助金交付の適正性を損なうことのないよう改善が必要である。</p>	<p>補助事業者に対し、競争入札の趣旨を十分に説明、理解させ、補助金交付の適正性を損なうことがないよう努めてまいります。</p> <p>(障がい福祉課)</p>	<p>○措置済 補助事業者に対し、競争入札の趣旨を説明し、改善の必要性について指導し、理解していただきました。</p> <p>(障がい福祉課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【結果分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
37	<p>3.5.2. (社福) いきいき牧場施設建設補助金 指摘事項 8 ○抵当権の設定確認について 担保権の設定に当たっては市長の承認が必要であるとともに、根抵当権が設定されていないことの確認が必要である。補助金で取得した建物についての登記簿（全部事項証明書）を入手し担保権の設定状況を確認する必要がある。</p>	<p>事前に補助事業者に対して担保権の設定について市長の承認が必要であることを説明するとともに、補助金で取得した建物について、登記簿（全部事項証明書）を入手し、担保権の設定状況を確認してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(障がい福祉課)</p>	<p>○措置済 補助事業者に対して担保権の設定について市長の承認が必要であることを説明し、補助金で取得した建物について、登記簿（全部事項証明書）を入手し、担保権が設定されていないことを確認しました。</p> <p style="text-align: right;">(障がい福祉課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【結果分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
37	<p>3.5.2. (社福) いきいき牧場施設建設補助金 指摘事項 9 ○消費税及び地方消費税について 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について確認をしていないが、課税事業者であるかどうか、簡易課税制度を適用しているかどうかの確認をする必要がある。また、原則法により消費税の確定申告を行っている場合には、特定収入割合等を把握し、必要に応じて仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求する必要がある。</p>	<p>補助事業者に対し、消費税等の課税状況が確認できる書類の提出を求めてまいります。</p> <p>また、課税事業者の場合、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」の提出を求め、仕入控除税額を確認し、適切に対応してまいります。</p> <p>(障がい福祉課)</p>	<p>○措置済 補助事業者に対し、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」の提出を求め、仕入控除税額返還の必要がないことを確認しました。</p> <p>今後は、補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により当該補助に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱に基づき、速やかに報告してもらうこととします。</p> <p>(障がい福祉課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【結果分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
42	<p>3.6.1. 盛岡市社会福祉事業団事務局運営費補助金 指摘事項13 ○消費税及び地方消費税について （社福）盛岡市社会福祉事業団は消費税の課税事業者であることから、運営費補助金を財源とした経費について、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確認の必要がある。また、特定収入割合等を把握し、必要に応じて仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求する必要がある。</p>	<p>補助事業者に対し、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」の提出を求め、仕入控除税額を確認し、適切に対応してまいります。 （地域福祉課）</p>	<p>○措置済 補助事業者に対し、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」に代えて「消費税及び地方消費税の確定申告書」の写しの提出を求めることにより確認を行っております。なお、平成26年度につきましては仕入控除税額返還の必要がないことを確認しました。今後は、毎年、「消費税及び地方消費税の確定申告」後にその写し求めることとします。 （地域福祉課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【結果分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
44	<p>3.6.2. 盛岡市総合福祉センター冷暖房設備設置工事補助金 指摘事項14 ○補助金交付要領について 臨時的なもので、特定の者を対象とする補助金として契約書で対応しているが、（社福）盛岡市社会福祉協議会に対する補助金は恒常的なもので、特定の者を対象とする補助金と考えられるため、補助金交付要領を作成し、補助対象経費の範囲、期限等を定めるべきである。</p> <p>その際には補助金の必要性と補助割合の理由としては更なる補強が必要と思われる。盛岡市社会福祉協議会の貸借対照表には、以下のような資産が計上されており、これらを財源として使用することができないかを先に検討する必要がある。また、総合福祉センターでは家賃収入が得られていることから、保有資産の状態と合わせて家賃収入などを踏まえ補助割合を決定すべきである。</p> <p>（保有資産、平成27年 3 月 31 日現在） 預貯金 142,599,222円 投資有価証券 219,931,210円</p>	<p>補助金交付要領を作成し、対応することといたします。</p> <p>預貯金については、目的を持って積み立てているものであり、また、投資有価証券については、退職金等に係る基金が原資となっていることから、修繕費用等に活用することは難しいと考えられますが、修繕費用等に充当することについて、社会福祉協議会と協議するとともに、家賃収入を踏まえた補助割合についても、協議を進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（地域福祉課）</p>	<p>○措置済 協議会の預貯金及び投資有価証券については、退職金等に係る基金など目的を持って積み立てられているものであることから、当該事業の財源として取り崩すことは不可能であり、補助の必要性は認められるものであります。</p> <p>この事業は平成26年度で完了しておりますが、今後同様の臨時的な補助金については、他の施設の補助対象経費の範囲や期限等と整合性を図るための交付要領を定め、必要性と補助割合の妥当性を精査することとします。</p> <p>家賃収入を踏まえた補助割合については、その都度協議して実施してきましたが、改めて要領に記載することで対応してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（地域福祉課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第6項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【結果分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
44	<p>3.6.2. 盛岡市総合福祉センター冷暖房設備設置工事補助金 指摘事項15 ○消費税及び地方消費税について 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について確認をしていないが、課税事業者であるかどうか、簡易課税制度を適用しているかどうかの確認をする必要がある。また、原則法により消費税の確定申告を行っている場合には、特定収入割合等を把握し、必要に応じて仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求する必要がある。</p>	<p>補助事業者に対し、消費税等の課税状況が確認できる書類の提出を求めています。 また、課税事業者の場合、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」の提出を求め、仕入控除税額を確認し、適切に対応してまいります。 (地域福祉課)</p>	<p>○措置済 補助事業者に対し、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」に代えて「消費税及び地方消費税の確定申告書」の写しの提出を求めることにより確認を行っております。なお、平成26年度につきましては仕入控除税額返還の必要がないことを確認しました。 (地域福祉課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【結果分】

部局等名 市民部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
51	<p>3.8.1. 盛岡市防犯協会事業費補助金</p> <p>指摘事項20</p> <p>○補助金交付要領について</p> <p>「盛岡市防犯協会事業補助金交付要領」として補助金要領は作成されているが、補助対象経費が具体的に規定されておらず、結果としてすべての経費が補助対象となっている。補助すべき経費についての要領での明確化と実費精算方式の採用により補助金額の抑制に努めるとともに、盛岡市防犯協会へ交付した補助金が構成団体である盛岡東地区防犯協会連合会、盛岡西地区防犯協会連合会、及び都南地区防犯協会連合会へ再交付されていることから、補助金の再交付に当たっての基準を設定し客観性・透明性のある補助金とすべきである。</p> <p>また、現在使用している要領にはその制定日が記載されておらず要領として不備であるため、上述の内容と合わせて要領の見直しが必要である。</p>	<p>補助対象経費を次のとおり規定し、適正な予算執行を指導することにより補助金の適切な支出に努めてまいります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 運営管理費 <ol style="list-style-type: none"> (1) 管理費 (2) 人件費 2 事業費 <ol style="list-style-type: none"> (1) 広報活動費 (2) 地域安全活動費 (3) 地域振興費 (4) 防犯隊費 <p>各地区防犯協会連合会に対する地域振興費の支出基準については、公平性のあるものを策定することとします。また、活発な防犯活動を行う等の実績に応じた地域振興費の配分方法を検討し、実質的な公平性も確保してまいります。</p> <p>また、要領にはその制定日を明記してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(くらしの安全課)</p>	<p>○措置済</p> <p>盛岡市防犯協会に対する補助金に係る対象経費の明確化については、補助金交付要領に補助対象経費を限定する規定をおきました。また、実費精算方式については、提出された事業報告書を基に補助対象となる事業内容及び支出された経費を精査したうえで、精算事務を行うこととしました。</p> <p>要領の制定日については、補助金交付要領に明記しました。(くらしの安全課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【結果分】

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
55	<p>3. 10. 1. 水田営農特別対策事業費補助金</p> <p>指摘事項 21</p> <p>○補助金の算定根拠について</p> <p>補助金額の算定に当たっては、3種類の事業に分類し、①集落組織活動等推進事業については各戸1,000円、②農業者組織・団体推進指導事業については各組織10,000円と農協409,756円、③転作作物誘導事業については10アール当たり3,000円の単価が使用されている。</p> <p>しかし、使用されている単価については、過年度から決められたものであり、当時の算定根拠が残されていない。そのため、3種類の活動毎に必要なとされる経費がいくらなのか、また、必要経費に対する補助が何割なのかを把握することができない状態となっている。とりわけ、農業者組織・団体推進指導事業における農協への補助409,756円については総額を5百万円とするために端数調整されていると推測され、補助金額の算定過程における客観性及び透明性が不足していると考えられる。</p> <p>指導・周知のための会場利用料や人件費といった経費に対する補助金であるのであれば、実額に基づき経費総額を集計し、何割を補助する等の方法により補助金額の算定を行うべきであり、要領において明確に規定すべきである。</p>	<p>農協への補助についてはこれまで経費総額を農協の支払伝票等で確認してきたところですが、これまで記載の無かった農協の自己負担分も含めた経費総額を実績報告書に記載させ、補助金額の算定過程における客観性及び透明性を確保してまいります。</p> <p>また、集落組織活動等推進事業、農業者組織・団体推進指導事業及び転作作物誘導事業における交付単価については、要領の中で明確に規定するよう検討を進めてまいります。</p> <p>(産業振興課)</p>	<p>○措置済</p> <p>農協への補助について、平成27年度決算分から農協の自己負担分も含めた実績報告を行っていただいております。</p> <p>また、集落組織活動等推進事業、農業者組織・団体推進指導事業及び転作作物誘導事業における交付単価については、平成28年度盛岡市農業振興等対策費補助金交付要領に定めております。</p> <p>(産業振興課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【公益財団法人盛岡市動物公園公社運営事業補助金分】

部局等名 都市整備部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
71	<p>3. 14. 1. 公益財団法人盛岡市動物公園公社運営事業補助金 指摘事項 24 ○補助金交付要領について 補助金の交付にあたっては、「盛岡市補助金交付規則の施行等について（50盛財発第187号 昭和50年10月11日）」において、概ね次の基準に従って事務処理をすることと定められている。 (1) 恒常的なもので、不特定多数の者を対象とする場合は、補助金交付要綱を作成し、告示すること。 (2) 恒常的なもので、特定の者を対象とする場合は、補助金交付要領を作成し、補助金交付契約書で処理すること。 (3) 臨時的なもので、不特定多数の者を対象とする場合は、補助金交付要綱を作成し、告示すること。 (4) 臨時的なもので、特定の者を対象とする場合は、補助金交付契約書で処理すること。 公社に対する補助金は、内訳の構成は一定でないが、人件費に充当する目的というのは毎年度同じである。そうであれば、上表の(2)に該当し、補助金交付要領を作成すべきである。</p>	<p>公益財団法人盛岡市動物公園公社運営事業補助金に係る交付要領につきましては、平成27年度内に作成し、平成28年度からは、同要領及び別に締結する契約書に定めるところにより補助金を交付することとしております。 (公園みどり課)</p>	<p>○措置済 公益財団法人盛岡市動物公園公社運営事業補助金に係る交付要領につきましては、平成27年度内に作成し、平成28年度からは、同要領及び別に締結する契約書に定めるところにより補助金を交付しております。 (公園みどり課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【結果分】

部局等名 市民部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
74	<p>3. 15. 1. 盛岡市自治公民館活動等補助金</p> <p>指摘事項25</p> <p>○A元町内会長の不正利用金の記載があった件について</p> <p>本来当該補助金の精算には不要である町内会会計の決算書にA元町内会長の平成21年度における不正利用金の記載があった。</p> <p>決算書に記載された不正の件は町内会会計で発生したものであり、当該補助金を管理する自治公民館会計から発生したものではなかった。</p> <p>しかしながら、A元町内会長は不正が行われた平成21年度において、自治公民館長も務めていた。結果として町内会会計において不正が行われたが、不正が行われるリスクは町内会会計のみならず、自治公民館会計にもあったのであり、書類の提出を受けた場合には盛岡市は適時適切に書類の審査を行うべきである。</p>	<p>当該事例は、当該補助金の審査対象外である町内会会計の書類の中で記載があったものであり、審査対象である自治公民館会計については、適正に処理されていたことを確認しております。</p> <p>今後は、書類審査のマニュアルを作成し、適正な審査の確保に努めるとともに、複数人による審査を行い、適正な書類審査の徹底を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">（市民協働推進課）</p>	<p>○措置済</p> <p>書類の審査については、書類審査マニュアルを作成し、適正な審査の確保に努めております。</p> <p>また、複数人による複数回の審査を行い、適正な書類審査の徹底を行っております。</p> <p style="text-align: right;">（市民協働推進課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【結果分】

部局等名 市民部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
74	<p>3. 15. 1. 盛岡市自治公民館活動等補助金</p> <p>指摘事項26</p> <p>○提出された決算書に「予備費8,000円」の記載があった件について</p> <p>提出された決算書のなかに「予備費」と記載されているものがあつた。</p> <p>適切な審査が行われていたとすれば、なぜ決算書に予備費が計上されていたのだろう、という疑問を感じるはずであり、書類の審査が甘いと言わざるを得ない。</p> <p>適時かつ適切に書類の審査を行うべきである。</p>	<p>当該事例は、町内会に対して指導を行い適正に処理されたことを確認しました。</p> <p>今後は、書類審査のマニュアルを作成し、適正な審査の確保に努めるとともに、複数人による審査を行い、適正な書類審査の徹底を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">(市民協働推進課)</p>	<p>○措置済</p> <p>書類の審査については、書類審査マニュアルを作成し、適正な審査の確保に努めております。</p> <p>また、複数人による複数回の審査を行い、適正な書類審査の徹底を行っております。</p> <p style="text-align: right;">(市民協働推進課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【結果分】

部局等名 建設部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
78	<p>3. 16. 1. 生活再建住宅支援事業 指摘事項27 ○建築士の記名押印について</p> <p>東日本大震災被災住宅補修等工事費補助金のうち、耐震改修工事に対する補助金の申請においては、上表にあるとおり、建築士の記名押印のある耐震診断結果、壁量計算結果又は構造計算結果等の報告書の提出が求められている。平成26年度に交付された耐震改修の補助金は2件であったが、このいずれの場合も、耐震診断結果の報告書は提出されていたものの、記名押印がなされていなかった。</p> <p>これは、補助金の申請時に提出が求められている東日本大震災被災住宅補修等工事費補助金交付申請書の別紙2-2において、耐震改修を行う家屋の構造、床面積、耐震診断を行った結果である耐震改修前後の上部構造評点と構造耐震指標の記載箇所があり、さらに、建築士の氏名や登録番号などを記入する欄があるため、耐震診断結果の報告書ではなく当該申請書別表に自署、押印してしまったものである。</p> <p>これは、手続きミスではあるが、耐震診断結果の評点は、その計算の方法や用いた仮定などにより結果が変わると考えられ、そのような耐震診断の過程全体に対する意見を専門家が自らのものとして認める方法は、耐震診断結果の報告書に対する記名、押印が望ましいと考えられる。</p>	<p>これまでの東日本大震災被災住宅補修等工事費補助金における耐震改修工事の申請件数は、平成24年度に2件、平成25年度に4件、平成26年度に2件となっており、今回指摘があった平成26年度申請分以外の書類を確認したところ、すべての耐震診断結果報告書等に建築士の記名押印があり適正に処理されておりました。</p> <p>監査人からの指摘を受け、対象となる建築士から必要となる耐震診断結果報告書等に記名と押印を徴収し、是正措置を講じました。</p> <p>今後におきましては、課内において改めて東日本大震災被災住宅補修等工事費補助金交付要綱を供覧し、必要となる届出書類について再確認するとともに、今後、担当者が補助金の交付決定を起案する際は、決裁書類中に必要となる提出書類の一覧表を添付し、必要書類の確認を徹底してまいります。</p> <p>(建築住宅課)</p>	<p>○措置済</p> <p>監査人から指摘を受けた2件の申請について、耐震診断結果報告書等に改めて建築士の記名押印を徴収する是正措置を行ったことにより、平成24年度から27年度までのすべての申請物件について、適正に処理されていることを確認しました。</p> <p>また、平成28年3月14日付で、東日本大震災被災住宅補修等工事費補助金交付要綱等を課内担当係等で供覧し、必要となる届出書類について再確認をしました。</p> <p>なお、平成28年度から当該補助金の交付決定にかかる起案については、必要となる提出書類の一覧表を添付して決裁を行っております。</p> <p>(建築住宅課)</p>

	<p>従って、交付要綱に則った書類の整備、すなわち、建築士の記名押印のある耐震診断結果、壁量計算結果又は構造計算結果等の報告書の提出を受けるべきである。</p>		
--	--	--	--

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第6項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【結果分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
84	<p>3.17.2. 私立保育所休日保育事業補助金 指摘事項28 ○収支精算書の記載方法について</p> <p>休日保育事業補助金に関しては、その交付額が適正か否かは、保育所の設置者の提出する収支精算書の内容にかかっているのであるから、適切な収支精算書が提出されるよう、記載方法の周知徹底や、内容に不明確な点がある場合には必要に応じて根拠資料の提出を求めるなどの対応をとる必要がある。また、盛岡市が行う社会福祉法人の監査において、補助金に係る経費について、適切に分類、記録しているかについても監査対象とすることが望ましい。</p>	<p>今後、平成27年度の補助金精算時から、収支精算書の記載方法を経費の算出方法なども含めて、改めて周知を徹底してまいります。</p> <p>また、補助金等の適正な執行を確保する観点から、合理的な基準に基づいて各事業に係る費用を算出しているか、また、その根拠等が書類により整理されているかについて、社会福祉法人指導監査及び児童福祉施設指導監査における確認事項とするよう地域福祉課と調整を進めてまいります。さらに、児童福祉施設指導監査時に、当課職員が同行し、直接に管理状況を確認することも検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(子ども未来課)</p>	<p>○措置済</p> <p>収支精算書の記載方法については、改めて各園に対し周知するとともに、必要な根拠等の書類整理の徹底を依頼しております。</p> <p>また、補助金に係る経費について、指導監査を行う地域福祉課に記録状況等の確認を依頼するとともに、できるだけ当課職員も同行しております。</p> <p>なお、休日保育事業補助金については、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育所運営費に加算される経費となったため、当該補助金は廃止となっております。</p> <p style="text-align: right;">(子育てあんしん課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第6項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【結果分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
86	<p>3.17.3. 私立保育所延長保育事業補助金</p> <p>指摘事項29</p> <p>○収支精算書の記載方法について</p> <p>平成26年度の収支精算書を確認したところ、延長保育に係る収入である延長保育推進事業及び延長保育事業の補助金額と保護者負担金の合計額が、支出した経費の額と全く同額になっている保育所が3園あった。</p> <p>この点に関しては、前述の私立保育所休日保育事業補助金と全く同様の問題点があるものと考えられる。</p>	<p>今後、平成27年度の補助金精算時から、収支精算書の記載方法を経費の算出方法なども含めて、改めて周知を徹底してまいります。</p> <p>また、補助金等の適正な執行を確保する観点から、合理的な基準に基づいて各事業に係る費用を算出しているか、また、その根拠等が書類により整理されているかについて、社会福祉法人指導監査及び児童福祉施設指導監査における確認事項とするよう地域福祉課と調整を進めてまいります。さらに、児童福祉施設指導監査時に、当課職員が同行し、直接に管理状況を確認することも検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(子ども未来課)</p>	<p>○措置済</p> <p>収支精算書の記載方法については、改めて各園に対し周知するとともに、必要な根拠等の書類整理の徹底を依頼しております。</p> <p>また、補助金に係る経費について、指導監査を行う地域福祉課に記録状況等の確認を依頼するとともに、できるだけ当課職員も同行しております。</p> <p style="text-align: right;">(子育てあんしん課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第6項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【結果分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
87	<p>3.17.4. 私立保育所一時預かり事業補助金 指摘事項30 ○収支精算書の記載方法について 平成26年度の収支精算書を確認したところ、一時預かり事業に係る収入である盛岡市からの補助金額と保護者負担金の合計額が、支出した経費の額と全く同額になっている保育所が4園あった。 この点に関しては、前述の私立保育所休日保育事業補助金と全く同様の問題点があるものと考えられる。</p>	<p>今後、平成27年度の補助金精算時から、収支精算書の記載方法を経費の算出方法なども含めて、改めて周知を徹底してまいります。 また、補助金等の適正な執行を確保する観点から、合理的な基準に基づいて各事業に係る費用を算出しているか、また、その根拠等が書類により整理されているかについて、社会福祉法人指導監査及び児童福祉施設指導監査における確認事項とするよう地域福祉課と調整を進めてまいります。さらに、児童福祉施設指導監査時に、当課職員が同行し、直接に管理状況を確認することも検討してまいります。 (子ども未来課)</p>	<p>○措置済 収支精算書の記載方法については、改めて各園に対し周知するとともに、必要な根拠等の書類整理の徹底を依頼しております。 また、補助金に係る経費について、指導監査を行う地域福祉課に記録状況等の確認を依頼するとともに、できるだけ当課職員も同行しております。 (子育てあんしん課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
32	<p>3.4.2. 老人クラブ活動費補助金</p> <p>意見 1</p> <p>○領収書等の根拠資料のチェックについて</p> <p>補助金を交付するに当たっては補助対象経費の妥当性、正確性を確かめ、書き間違いなどの誤謬や架空経費などの不正を防止発見することが必要であるが、老人クラブ活動費補助金については収支精算書を入手するのみで終了し、領収書等の根拠資料の確認が事務作業として含まれていない。老人クラブのクラブ数を勘案すると全てをチェックすることは現実的ではないが、収支計算書の吟味と合わせて、少なくとも数件のサンプル抽出により補助対象経費の妥当性、正確性などを確認することが望ましい。</p>	<p>領収書等の根拠資料のチェックにつきましては、根拠資料の添付を義務付けていない現状ですが、今後につきましては、御指摘のとおり収支決算書の精査のため、サンプル抽出により、補助対象経費としての正確性・妥当性等を確認するため当課職員立会いのもと確認作業を実施してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（長寿社会課）</p>	<p>○措置済</p> <p>平成28年度の補助金から、当課職員立会いのもと、領収書等の根拠資料のチェックのため、サンプル抽出を実施することに改めました。</p> <p style="text-align: right;">（長寿社会課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【意見分】

部局等名

保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
33	<p>3.4.2. 老人クラブ活動費補助金</p> <p>意見 3</p> <p>○老人クラブの規模について</p> <p>厚生労働省が定める「老人クラブ等事業運営要綱」では、会員の規模は概ね30人以上とされ、山村、離島などの地理的条件、その他特別の事情がある場合にはこの限りではないとされている。盛岡市においては、明文規定はないが運用上、岩手県の基準を利用し老人クラブ連合会に所属している11名以上の老人クラブに対し補助金を交付している。補助金の負担割合は3分の2が盛岡市、残りの3分の1を国が負担する仕組みとなっている。独自性を持たせることは可能であるものの、会員数の最大規模の老人クラブと最小規模の老人クラブを比較すると、1人当たり補助金の金額について7倍の格差があることから、公益性・平等性の観点から補助対象となる老人クラブの範囲を検討した上で要綱に規定し、規模の小さい老人クラブに対して補助金を交付する場合には特別の事情があることを明確にするべきである。</p>	<p>老人クラブの規模により1人当たりの補助金の金額について格差があることについては、今後検討が必要と考えますが、老人クラブの加入率や会員数が減少している実情を踏まえると、補助対象となる老人クラブの範囲を変更することは、老人クラブ活動を促進する意味合いからも望ましいとはいえないことから、慎重に検討し、当面は現行のとおり行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">(長寿社会課)</p>	<p>○措置済</p> <p>老人クラブの加入率や会員数が減少している現状において、老人クラブを新規結成するにあたり、結成しやすいよう促進する観点から、規模の小さい老人クラブにも補助金を交付しているところではあります。</p> <p>また、規模の大小に関わらず、クラブ活動には一定の費用を要するものであり、活動の停滞を招かないよう、交付額の下限を現行の金額に定めております。</p> <p>以上のことから、補助対象となる老人クラブの範囲を変更することは、老人クラブ活動を促進する意味合いからも望ましいとはいえないため、今後も現行のとおり行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">(長寿社会課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【意見分】

部局等名 環境部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
52	<p>3.9.1. ごみ集積場所等整備事業補助金</p> <p>意見 6</p> <p>○ごみ集積場所の設置数について</p> <p>ごみ集積所の設置に係る補助金については、同じ設置場所で年に1回を上限に申請をできる。現状では、各町内会より申請があったものについては補助金を交付することができており、予算の範囲内に収まっている状況である。他方、同じ場所において複数の一般ごみ集積用の小屋などを設置する必要がある場合には、年1回の制限があるため複数年度に渡り申請を行っている状況である。その結果、設置進捗度にばらつきが生じているとともに、既に必要数を充たしている地区もある状況となっている。</p> <p>一般ごみの集積場所については、各町内会の世帯数などに基づきあるべき設置数を決定することができると考えられるが、設置場所の確保や規模の大小、修繕の必要性など状況には差異がある。町内会毎の現状に応じた必要設置数や修繕の必要性などを把握し、ごみ集積場所の設置割合に実質的に不均衡の生じることのないように、設置数の上限を設けるなど補助金交付要綱の見直しを検討すべきである。</p>	<p>当該補助制度は、ごみ集積場所の設置数の多寡や整備の進捗ではなく、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的としております。現状では、ごみ集積場所の設置は、用地の確保が難しいため、多くの町内会等が既存のごみ集積場所の改善・拡大を図るために補助金の交付を申請しており、制度の趣旨や市民ニーズに適合しているものと判断しております。</p> <p>なお、今後とも適正な補助のあり方について検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(資源循環推進課)</p>	<p>○措置済</p> <p>当該補助制度は、ごみ集積場所の設置数の多寡や整備の進捗ではなく、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的としております。現状では、ごみ集積場所の設置は、用地の確保が難しいため、多くの町内会等が既存のごみ集積場所の改善・拡大を図るために補助金の交付を申請しており、制度の趣旨や市民ニーズに適合しているものと判断しております。</p> <p>今後も地域事情に応じて補助のあり方を見極め、適切に判断して事業を継続してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(資源循環推進課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【意見分】

部局等名 環境部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
54	<p>3.9.1. ごみ集積場所等整備事業補助金</p> <p>意見7</p> <p>○補助上限額と補助率の見直しについて</p> <p>資源ごみの回収により各町内会等には資源化収益が得られるため、ストックヤードに係る補助金については終期を設定するとともに、補助上限額と補助率についての見直しができる仕組みを構築すべきである。</p>	<p>当該補助制度は、資源循環型社会の形成を推進するため、市民が排出しやすい手法を確立する目的で交付し、資源集団回収を通じて省資源や環境意識の啓発・醸成を図るための重要な施策と位置付けております。現状では、資源一時保管庫（ストックヤード）の町内会等の設置数は十分ではなく、引き続き設置を推進する必要があると判断しております。なお、今後とも適正な補助のあり方について検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（資源循環推進課）</p>	<p>○措置済</p> <p>当該補助制度は、資源循環型社会の形成を推進するため、市民が排出しやすい手法を確立する目的で交付し、資源集団回収を通じて省資源や環境意識の啓発・醸成を図るための重要な施策と位置付けております。現状では、資源一時保管庫（ストックヤード）の町内会等の設置数は十分ではなく、引き続き設置を推進する必要があると判断しております。</p> <p>今後も町内会等の資源一時保管庫の設置状況を見極め、適切に判断して事業を継続してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（資源循環推進課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【意見分】

部局等名 商工観光部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
58	<p>3. 11. 3. 雇用奨励補助金</p> <p>意見 8</p> <p>○操業開始日の認識について</p> <p>雇用奨励補助金の支給要件は、①操業開始日から 6 か月以内に雇用されていること及び②1 年以上雇用（操業開始日以前に雇用された場合には操業開始日から）されていることであり、いずれの要件も操業開始日がいつであるかを先ず確定する必要があるが、操業開始日の認識として本格操業開始日ではなく試運転開始日としていた。</p> <p>本格操業開始日と試運転開始日には 1 か月弱の期間があり、支給要件の起算日が 1 か月弱だけ先になることから支給要件適合者の人数が変わる可能性があるため見直しの必要性について検討すべきである。</p>	<p>今後の制度運用において、本格操業開始日を操業開始日として運用してまいります。</p> <p>(ものづくり推進課)</p>	<p>○措置済</p> <p>現在は制度運用において、本格操業開始日を操業開始日として運用しております。</p> <p>(ものづくり推進課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【意見分】

部局等名 商工観光部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
59	<p>3.11.4. 人材U・I ターン型企業立地促進事業補助金</p> <p>意見 9</p> <p>○補助上限額の設定について</p> <p>雇用が3人以上であれば600万円を上限として補助金が交付されるが、平成26年度においては補助対象経費の50%超の金額が補助金によって賄われている。例えば、上限額の設定方法を「申請額の何%かつ何百万以下」というように2段階で設定することによって、より費用対効果の高い補助金の交付が可能となるため上限額の設定方法の見直しを検討すべきである。</p>	<p>当該制度は岩手県が制度設計をし、市と県がそれぞれ補助金の1/2を負担し助成する制度ですが、平成26年度までの時限的な制度となり、現在は運用しておりません。今後の制度設計においては、ご意見を踏まえ検討してまいります。</p> <p>(ものづくり推進課)</p>	<p>○措置済</p> <p>当該制度は岩手県が制度設計をし、市と県がそれぞれ補助金の1/2を負担し助成する制度ですが、平成26年度までの時限的な制度であり、現在は運用しておりません。</p> <p>(ものづくり推進課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【意見分】

部局等名 商工観光部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
59	<p>3.11.4. 人材U・I ターン型企业立地促進事業補助金</p> <p>意見10</p> <p>○補助効果の測定・分析について</p> <p>どれだけの企業を誘致し、どれだけの雇用を確保すれば目的達成となるのか、評価の基準が定められていない。目標とする企業誘致数や雇用確保数などを設定することで評価基準を定め、P D C Aサイクルによるプロジェクト管理が可能となるように検討すべきである。</p>	<p>当該制度は岩手県が制度設計をし、市と県がそれぞれ補助金の1/2を負担し助成する制度ですが、平成26年度までの時限的な制度となり、現在は運用しておりません。今後の制度設計においては、ご意見を踏まえ検討してまいります。</p> <p>(ものづくり推進課)</p>	<p>○措置済</p> <p>当該制度は岩手県が制度設計をし、市と県がそれぞれ補助金の1/2を負担し助成する制度ですが、平成26年度までの時限的な制度であり、現在は運用しておりません。</p> <p>(ものづくり推進課)</p>

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
61	<p>3. 12. 1. 幼児インフルエンザ予防接種補助金 意見11 ○幼児インフルエンザ予防接種の単価について 補助金交付要綱に規定する接種料金の上限金額を超える場合の容認規定の適用について、県立中央病院等の2医療機関に対しては文書を発送し、他の医療機関に対しては説明会での口頭説明で終わらせるというのでは取扱いに格差がある。口頭説明では、医療機関側での捉え方にも相違が生じるはずである。容認規定の適用は上述の2医療機関に限定されている訳ではなく、必要性のある医療機関に適用するというのであれば、説明会時に接種料金の設定について文書を配布し、その文書のなかで接種料金の上限を設定していることの趣旨、どのような場合に容認規定の適用を認めるか、これらを明記するのが望ましい。</p>	<p>接種料金の上限設定の趣旨及び上限金額を超える場合の容認規定の適用については、説明会の配布文書に明記し、取扱いに格差が生じないように対応してまいります。</p> <p>(保健所保健予防課)</p>	<p>○措置済 接種料金の上限設定の趣旨及び上限金額を超える場合の容認規定の適用につきましては、平成28年度の予防接種事業説明会において資料を配布した上で趣旨及び内容を説明いたしました。</p> <p>(保健所保健予防課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
62	<p>3. 13. 1. 岩手県国保連負担金</p> <p>意見12</p> <p>○一般負担金の算定基準について</p> <p>平成27年度は平成26年度に比して拠出額は減少しているが、平成22年度から平成26年度までの期間においては、一般会計の歳入歳出差引残額が年度を追うごとに積み上げられている。このような状況にあつては、盛岡市は一構成員として、一般負担金の算定基準について提言していくことが望まれる。もちろん岩手県国民健康保険団体連合会の一般会計における適正な剰余金の水準はどの程度とすべきか慎重な検討が必要であると考え、岩手県国民健康保険団体連合会からの提案をそのまま受け入れるべきでないとする。</p>	<p>一般負担金の算定基準につきましては、今後も岩手県国民健康保険団体連合会との連絡を密にし、構成員の一員として、意見等を述べてまいります。</p> <p>(健康保険課)</p>	<p>○措置済</p> <p>平成28年4月25日、岩手県国民健康保険連合会に対し、当市の包括外部監査において、左記事項について意見を付された旨伝達し、平成29年度予算編成時において、算定基準、適正な剰余金水準のあり方等について十分な精査・検討の上、各保険者に対して提案を行うよう要請し、理解いただいております。</p> <p>今後行われる会議等におきましても、事前資料の提出を求める等、予算編成作業等に引き続き注視してまいります。</p> <p>(健康保険課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：. 補助金等に関する事務の執行について【公益財団法人盛岡市動物公園公社運営事業補助金分】

部局等名 都市整備部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
71	<p>3. 14. 1. 公益財団法人盛岡市動物公園公社運営事業補助金</p> <p>意見13</p> <p>○盛岡市動物公園の存在意義について</p> <p>盛岡市動物公園は毎年度、2億円程度の赤字を計上している。この施設は、いわゆる儲けを目的とした施設ではなく、家族ぐるみのレクリエーションの場、動物の理解、愛護思想を高める社会教育の場として開園したことから、毎年度、赤字を計上しているからと言って、即刻廃止と結論を出すべきものではないが、盛岡市動物公園を運営する目的が毎年度2億円程度の赤字に見合うものなのか、総合的に検討する時期に来ていると考える。</p>	<p>平成元年開園以来、社会教育施設としての動物公園を運営する経費とされてきた委託料や補助金であり、これに基づき学校教育支援や自然環境教育を実践し、多くの市民が有意義に余暇を過ごすことができる施設としての役割を果たしてきました。</p> <p>その一方で、時代の変化とともに来園者ニーズへの対応が困難となり、入園者減少に伴う入園料収入の減少と必要経費の増加のため、市の負担額増加が大きな課題となっていることは認識しております。</p> <p>将来にわたり動物公園を存続するためには、事業内容や集客方法のほか、収益増加と経費節減など財務構造の改善について、総合的な検討と見直しが必要であると考えています。その方策として、公民連携による動物公園再生活性化事業について調査しているところであり、来年度以降その事業化について検討を行うこととしております。</p> <p>(公園みどり課)</p>	<p>○措置済</p> <p>将来にわたり動物公園を存続するため、平成27年度に行った公民連携による動物公園再生活性化事業に係る調査において、事業の可能性ありとの調査結果を受け、事業化に向けた作業に着手し、庁内や関係者と協議を進め、平成28年度は動物公園事業や財務構造などの見直しに係る調査業務委託を実施することについて了解を得ています。</p> <p>この事業化に向けた作業の中で、動物公園を運営する経費と収益や市の財政負担が見直されるものです。</p> <p>(公園みどり課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【意見分】

部局等名 市民部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
90	<p>3.19.1.（公財）盛岡市文化振興事業団運営費・事業費補助金 意見18 ○運営費補助金の返還について 法人としての収支差額が黒字となっているが、運営費補助金により黒字が生じているとすれば、その性質について検証が必要である。運営費補助金の使用によって、団体の収支が黒字になった場合には返還を要することとする等の対応を検討すべきである。</p>	<p>法人の収支が黒字となった場合は財務分析を行い、運営費補助金によるものか検証するとともに、補助金の返還につきましては適切な対応に向け検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（文化国際室）</p>	<p>○措置済 盛岡市文化振興事業団の公益法人会計において、特定費用準備資金等取扱規程が制定され、収支相償を図るための措置が講じられたことを確認しました。</p> <p style="text-align: right;">（文化国際室）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【意見分】

部局等名 商工観光部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
91	<p>3. 20. 1. 商工会議所事業補助金</p> <p>意見19</p> <p>○補助対象経費について</p> <p>補助金交付要領は、補助金を決定する際の前提条件となるため、要領にない対象経費への補助金支出は認められない。I L C 誘致推進事業、希望郷いわて国体・いわて大会開催推進事業などについては、補助対象経費として明記されていない。これらの経費が小規模事業者指導事業等の等に含まれるとしても、その都度要領を変更し承認を得るなど、要領に記載のない経費については原則補助対象外とし、制限的な取扱いとすべきである。</p>	<p>補助金交付要領に記載の経費についてのみを補助対象とし、要領に記載のない経費に補助を行う場合は、その必要性、妥当性等を十分検討した上で、要領の改正を徹底してまいります。</p> <p>(経済企画課)</p>	<p>○措置済</p> <p>補助対象とする経費については、その必要性、妥当性を十分検討した上で平成28年度の補助金交付要領を制定しました。</p> <p>(経済企画課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【意見分】

部局等名 商工観光部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
91	<p>3. 20. 1. 商工会議所事業補助金</p> <p>意見22</p> <p>○補助額の固定化について</p> <p>固定的な補助金交付については、見直しをするルールを定め、毎年度その交付の要否や金額について慎重に決定することで、不必要な補助や過大な補助をなくし、補助額の根拠を確認していく必要がある。</p>	<p>補助金交付が固定的な金額となっていることから、補助金の目的や対象事業、対象経費などを勘案し、毎年度その交付の要否や金額について慎重に決定するようにしてまいります。</p> <p>(経済企画課)</p>	<p>○措置済</p> <p>平成28年度事業の交付の際に、補助金の目的や対象事業、対象経費などを勘案し、交付の要否や金額について慎重に決定しました。</p> <p>(経済企画課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【意見分】

部局等名 商工観光部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
92	<p>3. 20. 2. (公財) 盛岡地域地場産業振興センター運営費補助金 意見 23 ○補助金の充当について</p> <p>公益目的事業会計だけでなく、その他事業会計にも補助金収入が充てられていることについて、補助金の公益性の観点から問題がないか検証が必要である。また、収支精算書に含まれている、支出を伴わない経費（例えば減価償却費7,904,056円、繰延資産償却費98,443円の計8,002,499円）を法人全体の当期一般正味財産増減額△3,113,814円に足し戻せば4,888,685円の黒字となるため、補助の必要性の観点から補助金額について検証が必要である。</p>	<p>その他事業会計につきましては、公益性はありますが継続性が保証されないということで公益目的事業会計に含められない交流促進事業など収益事業と区別されている事業であり、公益性の観点からの問題はないものと認識しております。</p> <p>補助金額につきましては、毎年度その必要性について精査し交付決定してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(ものづくり推進課)</p>	<p>○措置済</p> <p>その他事業会計につきましては、公益性はあるものの継続性が保証されないという理由で公益目的事業会計に含められない交流促進事業など収益事業と区別されている事業であり、公益性の観点からの問題はないものと認識しております。</p> <p>補助金額につきましては、引き続き毎年度その必要性について精査し交付決定しております。</p> <p style="text-align: right;">(ものづくり推進課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【意見分】

部局等名 商工観光部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
93	<p>3. 20. 2. (公財) 盛岡地域地場産業振興センター運営費補助金 意見 26</p> <p>○補助額の固定化について</p> <p>固定的な補助金交付については、見直しをするルールを定め、毎年度その交付の要否や金額について慎重に決定することで、不必要な補助や過大な補助をなくし、補助額の根拠を明らかにしていく必要がある。</p>	<p>補助金交付が固定的な金額となっていることから、補助金の目的や対象事業、対象経費などを勘案し、毎年度その交付の要否や金額について慎重に決定するようにしてまいります。</p> <p>(ものづくり推進課)</p>	<p>○措置済</p> <p>平成28年度の補助金の交付につきましては、補助金の目的や対象事業、対象経費などを勘案し、毎年度その交付の要否や金額について精査し決定しました。今後も引続き交付の要否や金額について精査し決定してまいります。</p> <p>(ものづくり推進課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第6項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【意見分】

部局等名 市民部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
97	<p>3.22.1.（公財）盛岡国際交流協会事業 意見30 ○賛助会費収入について （公財）盛岡国際交流協会事業は、基本財産1億円の規模の法人であるが、収入規模については7,531千円と大きくなく、内5,000千円を盛岡市の補助金で賄っている。賛助会員からの会費については326千円となっているが、中核市である盛岡市の規模を考えれば、賛助会費の拡大の余地は大きいと思われる。有効性の高い活動を行うとともに、募るべき賛助会費の目標金額を定めるなどして、収入の増加を促していくべきである。</p>	<p>賛助会費の増については経理的な基礎を強化する取組となることから、新規会員を増やす取組を検討するとともに事業計画において目標会員数を定めて収入の増額に努めてまいります。 （文化国際室）</p>	<p>○措置済 賛助会員を増やすため協会主催講座等の催事において新規会員勧誘を行なうなどの指導を行なったところ、語学講座や異文化交流事業を展開するなど新規会員獲得の取組がなされた結果、賛助個人会員が増え平成27年度賛助会費収入が341千円に増加したことを確認しました。 今後においても、収入増に向けた取組を強化するよう指導を継続します。 （文化国際室）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ： 補助金等に関する事務の執行について【意見分】

部局等名 総務部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
98	<p>3. 23. 1. 盛岡市消防団員互助会補助金交付要領 意見31 ○互助会事務局の運営について</p> <p>盛岡市消防団員互助会に関わる事務については、市の消防対策室の職員により行われている状況である。本来であれば、互助会の運営については互助会の会員により運営されるべきものであり、互助会の規約においても事務局長 1 人、庶務会計 2 人の役員を置くこととされている。市の職員が互助会の事務を担う場合には、当該職員の人件費相当額について実質的に補助していることと同じである。会員ではない市の職員が事務を行うのであれば、代理権限、費用負担関係などを明確にするためにも職員派遣契約、事務委託契約などの締結を検討するべきである。</p>	<p>互助会事務局の運営につきましては、盛岡市消防団員互助会規約で定められている互助会の役員が事務処理を行うこととし、市職員が互助会の事務を担うことのないよう徹底を図ってまいります。</p> <p>(消防対策室)</p>	<p>○措置済</p> <p>互助会規約で定められている事務局長及び庶務会計が事務局の事務処理を行うよう平成28年度当初に徹底を図りました。</p> <p>(消防対策室)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ： 補助金等に関する事務の執行について【意見分】

部局等名 総務部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
98	<p>3. 23. 1. 盛岡市消防団員互助会補助金交付要領</p> <p>意見32</p> <p>○補助金対象経費について</p> <p>助成費800万円は、消防団本部分会50万円と各分会750万円（50分会×15万円）に配分され、主に団員の飲食代、宿泊代、分団名入り Tシャツなどに使われている。</p> <p>補助金が飲食代等に使われていること自体については、福利厚生事業の一環としての出費であることから市は認めている。しかし、飲食代等の費用を見積って決定しているものではなく、また、人数を基準としたものでもないことからその目的及び算定根拠が明確となっていない。飲食代等については一人当たりの限度額を設けるなど冗費の抑制を図るべきであるし、団員ごとの平等を図るため一律50万円あるいは15万円ではなく人数割り等の導入を検討するべきである。</p>	<p>補助金対象経費について、団員の福利厚生事業の一環として、助成費を補助金の対象としておりますが、団員ごとの平等を図るという観点から、人数割り等の算定により支出することに改める方向で検討を進めてまいります。また、一人あたりの額の設定に当たりましては、適正な額となるよう検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(消防対策室)</p>	<p>○措置済</p> <p>助成費について、団員ごとの平等を図るという観点から、一人あたりの額を設定し、人数割りを導入した算定とすることが平成28年5月に開催した盛岡市消防団員互助会総代会で承認され、平成28年度の支出から改めました。</p> <p style="text-align: right;">(消防対策室)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。